

20年後を見据えた 現本庁舎周辺の活性化



久松山の二の丸から市内中心部を望む

昨年11月、現本庁舎周辺地域活性化検討委員会が、「現本庁舎周辺地域の活性化・跡地活用に関する基本方針案（中間報告）」が取りまとめられ、本市に提出されました。

この基本方針案は、本地域の特性である歴史・文化・自然・居住などに防災の観点も含めて、20年後を見据えた本地域の活性化方策および跡地活用についての方針を示すものです。

今後、さらなる調査・検討を行い、2月中旬ごろに最終報告として提出される予定です。みなさんのご意見をお寄せください。

問い合わせ 意見提出先 本庁舎中心市街地整備課 ☎0857-20-30476

✉0857-20-30480 MAIL shingaichiseibic@city.tottori.jp

地域の活性化を議論

本市では、市庁舎の整備に向けた取り組みを、平成26年度中の完成をめざし進めています。

この一環として、現本庁舎などが移転した場合における周辺地域の活性化方策および跡地活用について議論するため、平成23年5月、「現本庁舎周辺地域活性化検討委員会」を設置し、検討を行ってきました。

20年後を見据えた方向性

「現本庁舎周辺地域」は、行政機関、文化施設、医療機関、学校などの公共公益施設や、城跡などの歴史・文化的資源、商店街などの商業地、旧城下町の性質を併せ持つ閑静な住宅地が

混在している地域です。

中間報告では、本地域の課題を踏まえ、方向性として、多様な世代が自動車に頼ることなく、安全・安心で快適に住み続けることのできる環境づくりに重点を置いた豊かな街なか「生活の舞台」と、鳥取城跡などを中心とする歴史・文化や、久松山を背景にした良好な景観等の資源を活かしながら、人が集まり、回遊する環境づくりに重点をおいた「交流の舞台」となることをめざすべきと提案されています。

※この基本方針案は、本市ホームページ、本庁舎、駅南庁舎、各総合支所、中央公民館などでご覧いただけます。

地域を身近に感じ、夢が膨らみました

現本庁舎周辺地域活性化検討委員会 委員 まつもとくみえ 松本久美恵さん

この委員会に参加して、課題だけでなく新しい発見もありました。鳥取城や城下町らしい景色は残ってなくても、ふだん通っている道や地下に歴史が眠っていると知りました。そのような貴重な遺産を活かしていけば、観光客のみならずにも喜んでもらえるとともに、私たち市民もこの地域を身近に感じ、今まで以上に好きになるのではと、夢が膨らみました。



検討委員会の様子

この委員会は、20年後を見据え、地域の課題を踏まえ、それらの課題の解決について考えています。市庁舎移転の是非について議論は続いていますが、委員会としてまとめた基本方針案は地域の活性化に役立つものになると思います。

Voice

検討委員のみなさんの声をご紹介します。

多様な意見をお待ちしています

現本庁舎周辺地域活性化検討委員会 委員長 ちばゆうじ 千葉雄二さん

11回の検討を経て城跡周辺を含めた袋川北側市街地の現状と将来像をベースに、本庁舎などが移転した場合の跡地活用の考え方を中間報告として市に提出しました。コンセプトは、将来にわたり豊かな生活を過ごせ、来訪者が楽しめる市街地をめざすことであり、そのなかで跡地を有効に活用する多様な機能案を示しました。これから最終報告に向けて、実現性ある具体的な施設や整備すべき機能を、複数案作成していく予定です。



案作成には、その過程で立場にとらわれない意見や情報交換が必要です。これは委員会の検討スタンスでもあります。

この中間報告書への多様な意見をお待ちしています。

現本庁舎周辺地域の活性化・跡地活用に関する基本方針案（中間報告） 概要

区域図

■ 中心市街地活性化基本計画区域

● 現本庁舎周辺地域（イメージ）

※現本庁舎周辺地域とは、「中心市街地活性化基本計画区域」のうち、袋川以北およびその周辺



現状と課題

- ① 高齢化・居住人口の減少
- ② 小学校児童の減少
- ③ 空地・空き家の増加
- ④ 商店等の減少
- ⑤ 来街者の回遊性の低さ

めざす方向性

- ① 多様な世代が住む、豊かな街なか生活の舞台
- ② 多様な歴史、文化、景観などの資源を有する、交流の舞台

求められる施策

- ① 良好な住環境の拡充
- ② 安全・安心な歩行環境の拡充
- ③ 良好な景観の形成
- ④ 安全・安心なまちづくりの拡充
- ⑤ 公共交通の拡充
- ⑥ 交流機能の拡充

現 本庁舎などが移転した場合の跡地に求められる機能

(1) 住民の日常生活を支える機能

- ① 住宅機能
多様な世代が手ごろな値段で入居することができる住宅など
- ② 高齢者福祉機能
高齢者の日常生活維持に対する支援など
- ③ 商業機能（生活関連商品）
日常生活に必要な食料品などの販売など
- ④ 健康増進機能
市民の体力・健康づくりや交流の場など
- ⑤ 地域の安全・安心機能
安全・安心面での住民生活に対する支援など

(2) 住民や来街者の憩いの場・交流の機能

- ① 市民活動支援機能
市民活動団体などの活動促進や交流の場など
- ② 観光交流機能
地元情報などの発信や市民と観光客との交流の場など
- ③ 公園機能
居住者や来街者の憩いや交流の場など